

FAX

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 30 日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課
(自立支援給付グループ)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）の申請時の注意点について

7月28日付け事務連絡で申請受付開始をお知らせしたこのことについては、申請書を作成し、順次、島根県国民健康保険団体連合会（国保連）へ送付していただいているところと存じますが、下記の注意点について御確認いただき、該当の法人におかれましては対応（申請書の引戻し・再送）をお願いします。

記

1 申請書（エクセル）のファイル名の変更について 【対象：全事業所等】

申請書を国保連へ送付する際は、必ず、申請マニュアルp4に記載のとおり、申請書のエクセルファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更し、国保連に送付してください。

申請書のエクセルファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更しないまま、既に国保連に送付済みの法人におかれましては、電子請求受付システムで申請書の引戻しの処理を行い、エクセルファイル名を変更の上、申請書を再度国保連へ送付してください。

※エクセルファイル名を代表となる事業所の事業所番号に変更していない場合、申請書が正常に受付されない場合があります。

※電子請求受付システムで申請書の引戻しを行う手順について不明な場合は、国民健康保険中央会ヘルプデスク（別紙参照）へお問い合わせください。

島根県健康福祉部障がい福祉課（コールセンター）
TEL：080-8984-5712
(受付時間) 平日の9時～16時45分
E-mail：syougai@pref.shimane.lg.jp

新型コロナ助成金関連のお問合せ先について

新型コロナ助成金にかかる申請の確認方法やお問合せ先をまとめましたのでご確認ください。

■継続支援事業補助金（一次補正分）について

国保連合会では申請を受け付けていませんので、詳細については厚生労働省のホームページまたは都道府県・指定都市・中核市のホームページを確認してください。
ご不明点につきましては、都道府県・指定都市・中核市へお問合せください。

■緊急包括支援交付金（二次補正分）について

- ・事業の詳細や申請方法について

各都道府県によって、申請方法や受付開始時期が異なる可能性があります。

国保連合会が障害者総合支援電子請求受付システムから申請の受付を行っている場合と、都道府県が申請の受付を行っている場合がありますので、申請方法等の詳細や申請受付の開始時期等につきましては、まず都道府県のホームページを確認してください。

- ・申請書アップロード方法や支払通知書の取得方法について

障害者総合支援電子請求受付システムでの操作方法に関するお問合せは障害者総合支援電子請求受付システムのヘルプデスクへお問合せください。

なお、窓口の受付時間が異なりますので以下の表をご確認ください。

名称	障害者総合支援電子請求受付ヘルプデスク			
問合せ内容	請求等の内容（既存）		新型コロナ助成金関連（障害分）の内容	
電話	0570-059-403		0570-059-403（既存と共通）	
FAX	0570-059-433		なし	
E-mail	mail@support-e-seikyuu.jp		なし	
受付時間	請求期間	平日 10:00～19:00 土曜日 10:00～17:00	令和2年7月 ～令和2年8月	平日 10:00～20:00 土日祝 10:00～17:00
	請求期間外	平日 10:00～17:00	令和2年9月 ～令和3年3月	平日 10:00～17:00
対応内容	継続支援事業補助金（一次補正分）の支払通知の確認、緊急包括支援交付金（二次補正分）の申請受付・支払通知の確認方法等、障害者総合支援電子請求受付システムの使用方法に関する問合せに対応します。（国保連合会が都道府県等より受託している場合に限りです。）			
備考	・既存のヘルプデスクと新型コロナ支援事業助成金（障害分）のヘルプデスクは同じ電話番号となります。冒頭で流れる音声ガイダンスに従って、従来の請求等の内容である場合は「1」を、新型コロナ支援事業助成金（障害分）の内容である場合は「2」を押下してください。 ・介護保険においても、障害者総合支援と同様に既存のヘルプデスクにて対応を行います。			